

論文の内容の要旨

論文題目 冷戦変容期の日ソ関係：多極化の時代における対立と共存、1964～1974年

氏名 張 彬彬

本論文は、国際政治の「多極化とデタント」の時代として特徴づけられる1960年代後半から1970年代前半までの日ソ関係の展開を考察するものである。主として、北方領土問題と北洋漁業の安全操業問題、そしてシベリア開発協力問題といった三つの懸案に焦点をあてて、その相互の関係性に注目しながら、冷戦変容期の日ソ接近が不発に終わった原因と背景を明らかにしている。冷戦の終結前後で活発化していた北方領土交渉が時事問題ではなく歴史の一部となった現在においては、より前史をふまえた理解が必要になってくると考えられる。なぜなら、その時期の領土交渉における諸構想の原型が多く、冷戦真っ只中の1960年代後半から1970年代前半に求められるからである。そこで本論文は、基本的に日本外交史の視点に立脚しつつ、ソ連側の動向や日ソ双方を取り巻く国際環境の変動を視野に収めることで、北方領土問題とこれに関連づけられた経済問題の交渉経緯やその背後にあった日ソの安全保障観の対立を詳しく分析している。資料面では、日米英露を中心に新たに公開された多数国の一次史料を活用するマルチ・アーカイバルな研究手法を取っている。

本論文は、序章と終章を含めて全5章から構成される。序章では、先行研究を整理しつつ、本論文で扱う冷戦変容期の日ソ関係史研究という主題の意図を述べた。その上で、国交回復直

後の日ソ関係の展開を、二国間の外交折衝と国際環境の変動という二つの文脈から概観した。

第1章「佐藤政権前期の日ソ関係」では、佐藤栄作政権が1964年から1968年にかけてソ連との共存関係をいかに模索したのかについて、ベトナム戦争をめぐる和平工作の展開と日ソ平和条約に関する「中間的措置」への対応を軸に検討した。1965年初頭の北爆開始以降、佐藤政権はベトナム問題をめぐる日ソ間の政治対話を促進するべく、日本側が米国への説得工作を担う代わりにソ連側が北ベトナムに対する和平交渉の打診やそのための国際会議の招集で主導権を発揮する、という役割分担の構図を描くに至った。日本が対ソ提携の模索に意欲を示した背景には、中国の核実験成功に対する脅威認識やブレジネフ新指導部によるソ連の対日アプローチ、またソ連の「平和共存」志向の継続に対する確信などの要因が挙げられる。しかしながら、ソ連側が北ベトナム擁護の立場から米国による戦争責任の追及を第一義としたのに対し、日本側はあくまで仲介者の立場から、ベトナム戦争の当事者を無条件で交渉に入らせることに軸を置いていた。こうして地域の紛争解決をめぐる日ソ協力の模索は結実しなかったが、その副産物として、外相間定期協議の開催が合意されるなど両国間の政治的信頼関係の構築が大きな進展を遂げた。日ソ定期協議の成立は、後日の平和条約交渉を行う上での制度的基盤を築いたという意味において特に重要である。

1966年に入る頃から、日ソ間の最重要懸案である北方領土問題は、北洋近海の安全操業問題と絡みながら動き出した。佐藤政権は当初、日ソ関係の諸問題を北方領土問題と絡めることなく実務的に対処することに関心を注いでいた。しかし、拿捕事件の多発による安全操業問題の緊迫化を受けて、佐藤政権は北方領土問題自体への取り組みに着手せざるを得なかった。その帰結として日本外務省から、「非武装化」と「経済的補償」を北方領土返還の条件に定めた提案が1966年に、さらに潜在主権の承認に基づく四島の「段階返還」方式プラス安全操業交渉と並行する形での国後・択捉の「継続審議」方式という二段構えの方針を内容とする提案が1967年に、それぞれソ連側に提示されることになった。これに対してソ連は、従来の「四島返還」論を改装したものに過ぎないこと、また北方領土の非武装化構想が日米安保の現実と整合しないことなどの問題点を指摘し、いずれの提案も受け入れなかった。このように外務省の作戦は頓挫したが、それと並行して模索された佐藤首相周辺の領土返還構想は日ソ交渉再開の余地を残した。その到達点は、戦後日本の領土問題を扱うサンフランシスコ平和条約第2条の改訂作業を行うことと、関係諸国が統一見解に達しえなかった場合の国際司法裁判所への付託という二段階方式を持つ「国際的解決」案の誕生にほかならなかった。

第2章「佐藤政権後期の日ソ関係」では、1970年前後の国際情勢の激変が同時期の日ソ関係

の展開に及ぼした影響を明らかにした。中ソ国境衝突の発生を受けて日本の外務官僚は、中ソ関係のさらなる悪化が日本外交の展開に有利な一面もあるとの見解で一致した。同時に、ソ連から打診されたアジア集団安保構想については、外務省はそれを戦後の国境問題に対するソ連の現状維持外交の一環として捉えたがゆえに、当初から否定的な態度を示していた。一方で、佐藤政権は沖縄返還交渉を進めるにあたって、日本国内の反対運動の封じ込めや米議会・世論の説得を図る観点から、日本の国民世論の啓発を中心とする北方領土返還運動への支援を強めた。日米間の沖縄返還合意が1969年末に成立すると、日本政府は北方領土問題の解決に向けて国内向けの世論工作よりも、日ソ二国間の「外交戦」と国際社会向けの「宣伝戦」を同時並行で進める「二正面作戦」を重視するようになった。その方針転換は佐藤政権にとって、北方領土の帰属問題を討議するための国際会議を見据えた「前哨戦」でもあった。しかしながら、主要な協力相手国として期待されていた英米両国が確固たる不介入の姿勢を貫いたため、佐藤政権はやがて北方領土問題の「国際的解決」への模索を棚上げにせざるを得なくなっていった。

1971年7月のニクソン訪中発表で本格化した米中接近の衝撃を受けて、日ソ双方はそれぞれの国際的立場を強化する目的から、互いに相手国への接近を図ろうとした。日中関係の正常化を求めるべく対ソ接近を対中外交の梃子として利用しようとした佐藤政権と対照的に、ソ連指導部は日米中による反ソ的統一戦線の結成を防ぐ観点から、日本との関係改善を喫緊の課題に据えていた。その結果、ソ連外相はニクソン訪中の直前に日本を訪れ、1956年の日ソ共同宣言に基づく「二島返還」の約束を持ち出したが、佐藤政権から積極的な反応を引き出すには至らなかった。「四島返還」にこだわった日本政府の不退転の姿勢は、同時期の北洋漁業の安全操業問題やシベリア開発協力問題をめぐる日ソ協議の停滞にも繋がった。1971年段階の佐藤政権は安全操業の希望水域について従来の交渉方針との継承性を無視する一方、シベリア開発協力問題についても「民間主導・行政支援」を骨子とする「政権分離」の原則から脱却し、それを対ソ圧力行使の手段として位置づけるようになったのである。

第3章「田中政権時代の日ソ関係」では、まず日ソ接近の到達点としての日ソ首脳会談の開催に至るまでの政治過程を跡づけ、その上で、チュメニ油田開発計画の展開を中心に据えながらシベリア開発協力問題の戦略的意味を考察した。田中新政権の発足を受けてソ連指導部は、即座に日ソ平和条約締結に向けての基本方針を策定した。それは、日ソ交渉を妥結に持ち込むためには「二島返還」だけでは不十分であると判断し、国後・択捉島に関しても安全操業や共同経済活動など実質的な諸権益を日本側に与えることを考慮に入れた内容となっていた。ソ連がこのような対日譲歩を検討していたのは、日ソ関係の改善が日本の対中接近を牽制すること

になると考えたからである。しかしながら、1972年9月に日中国交正常化が実現したことで日中接近牽制への期待が裏切られ、かつ北方領土の戦略的意義に対する再評価が行われている状況の中で、ソ連は対日政策を転換していく。対米関係の改善や東欧国境をめぐる対西側外交の進展を梃子にしてソ連は、北方領土に関する権益の供与を段階的に撤回するなど対日外交において次第に強硬な姿勢に転じるようになった。その結果、1973年の田中首相訪ソの際にソ連指導部は、国後・択捉の帰属問題を継続審議の対象としつつ北洋漁業の安全操業問題を政治的に解決しようとする日本側の要求を拒否した。

このように北方領土交渉は再び暗礁に乗り上げていくが、その後の日ソ関係において共存と協力への道が完全に閉ざされたわけではなかった。むしろ、対ソ資金供与に関する大筋合意の成立に示されるように、田中訪ソ後でも日ソ経済協力の分野は進展を見せていた。しかしながら、シベリア開発協力の目玉事業として有望視されたチュメニ油田計画は、ソ連の二回にわたる提案の変更とそれに伴う日本政府の対ソ不信感の高まりにより、全く実行に移されないまま日ソ関係の表舞台から消え去った。同案件に対する日本の不参加決定には、経済的・技術的問題点が多いことや、米中の反対が予想されることのほか、安全保障問題にも絡む理由があった。それは、対日原油供給手段の代替案として提出された第二シベリア鉄道の建設計画をめぐる問題であったが、同路線に対して日本外務省は安全保障上の脅威となり得ると警戒していた。

終章では、これまでの議論を総括しながら、なぜデタント期にもかかわらず日ソ接近がさほど進展しなかったのかについて若干の考察を加えた。東西間の緊張緩和が頂点を迎えた頃に開催された日ソ首脳会談において、北方領土問題も北洋漁業問題も「戦後未解決の諸問題」という曖昧な表現にたどり着いたにとどまった。このように日ソ接近が不十分に終わった理由として、1973年の第四次中東戦争とそれに伴う第一次石油危機からの悪影響や、首脳会談に臨んだ両国指導者の個性の衝突など、主に短期的・偶発的な要因は既存の研究により列挙されてきた。これに対して本論文は、日ソ相互認識のズレやそれぞれの国内政治との連動、また同時代の国際政治力学の拘束といった観点から構造的・巨視的に捉える必要があることを最後に指摘した。